

告 示

埼玉県教委告示第十三号

令和七年埼玉県教委告示第十九号（長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を定める告示）は、令和八年三月三十一日限り、廃止する。

令和八年三月三十一日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨